5　その他

⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行横浜中代理店（横浜銀行本店））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　関東地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁　関東地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行横浜中代理店（横浜銀行本店））ただし、利付国債の提供（取扱官庁　関東地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　関東地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　配置予定主任（監理）技術者の確認　落札決定後、工事実績情報システム等により配置予定の主任（監理）技術者又は技術指導者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、工事着手日１週間前を過ぎた日以降は、死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の場合のほか、次の①から③に掲げる場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、技術者の変更は認められない。

①　受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合

②　工場から現地へ工事の現場が移行する場合

③　工事工程上技術者の交代が合理的な場合

上記の事由によりやむを得ず配置技術者を変更する場合は、２⑸又は２⑹に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上かつ受発注者の協議において、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせる恐れがないと認められる者を配置しなければならない。

また、申請した技術者を変更する場合は、契約日から工事着手日１週間前までに変更可能な他の技術者に係る申請書を提出し審査を受けなければならない。工事着手日１週間前を過ぎた日以降に交代する事由が生じた場合は、随時、同様の申請書を提出すること。審査の結果、不適合となった場合は変更できない。

⑸　契約締結後のＶＥ提案等の技術提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が採用された場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

⑹　専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。

⑺　手続きにおける交渉の有無　無

⑻　契約書作成の要否　要

⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⑾　一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において当該一般競争参加資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の決定に係る申請は、当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年３月31日付国土交通省東北地方整備局副局長他７者公示）別記に掲げる本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。

⑿　「通常技術提案」及び「技術向上提案」の採否については、競争参加資格の確認の通知と併せて通知するものとし、当該提案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⒀　上記２⑷の施工実績が「国土交通省地方整備局（港湾空港関係）」における場合において、当該施工実績が当該者のものと確認されない場合は、当該者の施工実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争（指名競争）入札参加資格の再決定（又は新規の決定）」を受けていない事、若しくは、再決定（又は新規の決定）時に実績として承継が認められていない場合を指す。

⒁　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

⒂　資料のヒアリングは、必要に応じて行うものとし、その場合の日時・場所等必要事項は別途通知する。

⒃　申請書及び資料作成に関する説明会は実施しない。

⒄　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Nakagawa Kenzo Vice Director-General Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction of the South Breakwater in the Outer Port Area of Kashima Port, 1 set

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00　25 May 2026

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 14 : 00　24 August 2026 (tenders brought or submitted by mail : 14 : 00　24 August 2026)

⑹　Contact point for tender documentation : Misuda Junichi, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism ; 5―57 Kitanakadori, Naka-ku, Yokohama-city, Kanagawa-pref 231―8436 Japan TEL 045―211―7413

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品等の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和８年４月14日

契約責任者　社会保険診療報酬支払基金
理事長　樽見　英樹

◎調達機関番号　233　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　調達案件及び数量　審査システムに係る審査ステージ管理領域の設計・開発及び運用保守業務　一式

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和８年５月８日12時

⑵　提出先　〒105―0004 東京都港区新橋二丁目１番３号　社会保険診療報酬支払基金　財政部契約管理課長　西條　　学　電話番号03―3591―7441

3　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和８年４月14日午後１時から令和８年５月７日午後５時

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。